

経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

**今回のテーマ： 新型コロナウイルスによる税制対策③**

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、通常国会では4月30日、地方税等の一部を改正する法律が可決・成立し、中小事業者等を対象とした2021年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置が導入されました。

### <固定資産税・都市計画税の減免>

対象者	1) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 2) 資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人 ただし、つぎのいずれかの要件に該当する法人は対象外。 ・同一の大規模法人（※）から2分の1以上の出資を受ける法人 ・2以上の大規模法人（※）から3分の2以上の出資を受ける法人 （※）大規模法人はつぎのいずれかの法人をいう。 ・資本金の額または出資金の額が1億円超の法人 ・資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人 ・資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人の100%子法人
軽減対象	1) 設備等の償却資産および事業用家屋（※）に対する固定資産税 2) 事業用家屋（※）に対する都市計画税 （※）賃貸用家屋であっても、新型コロナウイルス感染症に起因する賃料の減額により要件を満たす場合は対象となる
要件	2020年2～10月までの連続する任意の3ヶ月の売上（※1）が前年同期間（※2）と比べ30%以上減少 （※1）一般的な事業収入を指し、給付金・補助金・事業外収益は含まれない （※2）事業譲渡・会社分割等により、会社単位での前年比較ができない場合は対象外
軽減率	1) 売上減少率30%以上50%未満：2分の1免除 2) 売上減少率50%以上：全額免除
手続き	1) 認定経営革新等支援機関等に下記の確認を受ける ・資本金を登記簿謄本の写し等で確認 ・大企業の子会社等でない旨を誓約書で確認 ・売上減少要件を満たしていることを会計帳簿等で確認 2) 1)の確認を得た必要書類とともに市町村の窓口に申請する
申請期限	2021年1月31日（2021年1月から受付開始予定）

**お見逃しなく！**

今年度分（2020年度分）については、別途の措置として、事業収入が大幅に減少した場合（前年同期比20%以上）、1年間納税猶予が可能です。